

廃止・休止・再開届

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指定を受けた後、事業所を休止又は廃止（指定を辞退）しようとする場合や、休止後、再開した場合は、下記のとおり、届出を行う必要があります。

届出が必要となる場合	届出様式	添付書類等	提出期限
事業所を廃止（指定辞退）しようとする場合	「廃止・休止届出書」 別紙様式第三号（三）	不要	事業を廃止（指定を辞退）する日の <u>1月前まで</u>
事業所を休止しようとする場合			事業を休止する日の <u>1月前まで</u>
事業所を再開した場合	「再開届出書」 別紙様式第三号（二）	下記①～③ のとおり	事業を再開した日から <u>10日以内</u>

- ①「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」  
（③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ②「従業員の資格を証する書類」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ③「変更届」及びその添付書類※再開に伴い、変更事項（例：管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員、運営規定等の変更など。）が生じた場合のみ。

○「廃止・休止・再開・辞退」に係る届出書及び添付書類は、サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所単位）で作成し、上記の各期限内に提出してください。